

児童虐待防止団体の活動実態と法制度上の課題

－児童虐待防止法制度の改正に向けて－

吉田恒雄（駿河台大学） 加藤曜子（流通科学大学）

<要 旨>

児童虐待防止法施行後、児童虐待防止民間団体は、児童虐待防止法第4条において連携機関として位置づけられ、民間団体と公的機関との連携により、虐待防止が促進されることが期待されている。しかしながら、どういった内容の連携なのか、また実態についても明らかではない。そのため、その実態を知るため郵送調査を試みた。虐待防止を目的とする民間団体51ヶ所に送付し24団体からの回答をえた。22項目の質問から分析した結果、①民間団体の規模、構成人数、資金の差が大きい。②活動内容は、啓発、危機介入、機関連携、相談、治療の種類に分類したが、啓発活動のみからすべてのサービスを提供している団体までであった。③課題としては、電話相談をはじめ民間団体の長所をいかし、将来は親ケアなどの在宅支援の社会資源となりうるように、民間団体が志向しているものの、資金面、人的面、専門性の面からもさらに充実させていく必要のあることが明らかになった。また連携に関しては、特に守秘義務について協定書などをもうけながら、虐待防止のための情報利用が円滑にいくことも大きな課題である。

<キーワード>

児童虐待防止民間団体、NPO、児童虐待防止法、守秘義務

はじめに

児童虐待問題が社会問題として認知され、その取り組みは公民ともに活発化してきている。2000年児童虐待防止法施行のおり、3年を目途とする見直しが規定され、現在検討がなされている。児童虐待防止を冠する民間団体は、すでに40前後が発足し、その活動は、特に1996年を境に広がりがつつある。

民間団体同士の交流としては、毎年、児童虐待に関する学際的な研究会である、日本子どもの虐待防止研究会の自主シンポジウムや、分科会で取り上げられ、参加機関間の情報交換は一部行ってきた。しかし、その全体的な活動状況の把握は、これまで十分ではなかった。

2002年の児童虐待防止法において、児童虐待防止のための民間団体は第4条の公民の連携にその活動が根拠づけられている。

地域の児童虐待防止の取り組みが推進され、予防や早期発見援助そして支援が強調される中で、民間団体は、そのシステムの中でどのような役割を担えるのだろうかという点について、検討する必要がある。公的機関との連携は今後も検討していく課題は多い。しかしながら、民間団体の構造や、活動実態についてまず、明らかにしておくことや、児童虐待防止法の「連携」についてどのような実態があり、また民間としてどのような形態や内容があり、なにが課題となっているかについて明らかにしておく必要がある。

本調査においては、そういった児童虐待防止法改正の時期にあつて、民間団体の活動実態と課題を明らかにし、提言をしたいと考えた。なお本研究では、児童虐待防止に関連する民間団体は、すでに活動している社会福祉法人の児童養護施設の活動などを含まず、あくまで任意の団体として発足しているものに限っている。

1. 目的

目的は、児童虐待防止を冠している民間団体の活動実態を分析し、その取り組みと課題を明らかにすることである。

また、公的機関との連携について、その内容、現状、困難点を明らかにする。将来どういったサービス連携が行われるのかということと関連させ、現在の活動内容を詳細に分類してその内容を把握する。さらに民間団体としての課題を検討し、児童虐待防止法への制度改正にむけて、提言をしたい。

2. 調査方法

郵送によるアンケート調査を実施した。対象は、日本子どもの虐待防止研究会に参加している児童虐待防止の任意の民間団体、及び関係情報から把握できた民間団体51機関である(回収は28機関。回収率54.9%)。うち、1機関は活動を中止、2箇所は公的機関中心であり、また1箇所も半民間的な立場であるために除外し、24団体(北海道子どもの虐待防止協会(北海道と略す)山形児童虐待防止ネットワーク(山形)子育て支援を考える会(秋田)子どもの虐待防止ネットワーク宮城(宮城)いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい(茨城)千葉子どもの虐待防止研究会(千葉)埼玉子どもを虐待から守る会(埼玉)子どもの虐待防止センター(東京センター)、子ども虐待を考える会(東京、子どもの虐待防止ネットワーク多摩(多摩)、子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク(神奈川・伊勢原)、子どもの虐待防止センター・

しずおか(静岡)子どもの虐待防止ネットワークあいち(愛知)ながの子どもを虐待から守る会(長野)子どもの虐待防止ネットワーク・しが(滋賀)、奈良児童虐待防止ネットワークきずな(奈良)、和歌山子どもの虐待防止研究会(和歌山)、子どもの虐待防止ネットワーク石川(石川)、子どもと親の育児支援研究会(虐待防止ネットワーク)(神戸)、子どもの虐待防止ネットワーク鳥取(鳥取)子どもの虐待防止みやざきの会(宮崎)、北里病院小児虐待防止委員会(北里)を分析対象とした。調査項目は22項目からなる。

実施期間は、平成14年8月から9月である。

3. 結果

1) 民間団体の多様性

① 調査対象

北海道から九州地域までの24箇所の民間団体を対象に分析をした。機関の設置形態は任意団体が14(53.3%)、NPO法人7(29.2%)、社会福祉法人1、病院内活動1である。

② 設立の時期・経緯

各団体の設立は、1990年から96年までが8団体33.3%、97年から2001年までが14団体(66.7%)である。とくに児童虐待防止法が成立した2000年には5団体が設立されている。設立の経緯としては、死亡事例をきっかけになったものが4団体、また事例対応を通じて公的機関の対応に限界を感じた公務員や民間の専門職、市民が中心になって勉強会から始まったものが多い。

設立年度	団体数
1990年	1
1991年	1
1993年	1
1995年	3
1996年	2
1997年	4
1998年	2
1999年	1
2000年	5
2001年	1
2002年	1

③構成員(表1、表1-1)

会員制が多いが、正会員が最も多いのは400名台の北海道の団体であり、賛助会員が多い団体では905名を有していた。

NPO法人になって一年たらずのところは100名を割っている。法人会員は、静岡12、愛知9である。

また、その他については、北九州の場合は会則がなく、したがって会員制ではないため、その他として計上している。研修や検討会の参加者を計上した形となる。また、北里は、病院型のネットワーク組織であるため、小規模となっている。

表1 平成14年度現在の会員状況

	正会員	賛助会員	法人会員	その他	合計
愛知	299	444	9	0	752
多摩	65	0	0	0	65
北九州	0	0	0	200	200
和歌山	217	3	0	3	223
大阪	82	56	0	0	138
東京センター	0	905	0	0	905
東京					約200
茨城	134	10	0	10	154
神奈川・伊勢原	85	62	0	2	149
静岡	105	26	12	0	131
神戸	107	0	8	0	115
北海道	415	26	0	39	480
宮城	255	0	1	5	261
千葉	82	0	3	0	85
長野	150	0	0	0	150
滋賀	110	18	2	0	128
埼玉	約100	3	0	0	約100
奈良	325	0	0	0	325
山形	83	0	0	0	83
鳥取	128	36	0	0	164
秋田	35	20	0	0	55
北里	1	0	0	0	15
宮崎	48	160	2	0	210
石川	101	17	0	0	118

表1-1 会の活動を支えるスタッフの数と勤務形態

	専従	非勤	ボラ	その他	合計
愛知	1	0	250	0	251
多摩	0	0	8	0	8
北九州市	0	0	1	0	1
和歌山	0	0	0	28	28
大阪	1	25	0	0	26
東京センター	2	5	57	0	64
東京	0	0	3	0	3
茨城	0	1	7	11	19
神奈川・伊勢原	0	1	0	0	1
静岡	0	0	36	14	
神戸	0	2	10	0	約20
北海道	0	1	1	電話相談員8 運営委員24	31
宮城	1	0	50	15	66
千葉	0	0	8	0	8
長野	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	7	0
埼玉	0	0	13	19	0
奈良	0	0	26	0	26
山形	0	0	2	0	2
鳥取	0	0	6	0	6
秋田	0	0	3	0	3
北里	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	10	0	10

学生会員として学生を別に設けているのは、和歌山、茨城、北海道である。

ついで、表1-1は、会活動のスタッフの勤務形態別のものである。

実際に活動を進めている人数についてみると、非常勤1名から250名のボランティアを有するものまである。専従職員がいるかどうかをみると、専従職員を配置しているのは、愛知、東京子どもの虐待防止センター、宮城、大阪の4団体にすぎず、その他は、非常勤、ボランティアで構成されており、実際の活動は、非常勤、ボランティアで実施されている。

ボランティアあるいは、役員として、弁護士、小児科医、精神科医などの専門職をはじめ、児童相談所のワーカーや心理士、保健師、看護師、児童養護施設職員、学校関係者が時間外で参加しているところが多い。学識経験者が研究室に事務局において活動しているところもある。

また、子育てを経験した主婦や関心をもった主婦が研修をへて活動に参加をしている愛知や東京センターの参加もある。

④資金状況(表2)

予算額としては、3千万円を超えるところから、100万円台の団体までである(病院内組織である北里と無回答を除く)。内訳は、会費に収入のほとんどを依存する団体から、助成金や委託事業収入、事業収入の割合の高い団体もある。予算額の大小は、それぞれの団体の活動内容にも関わっている。

表2 平成14年度の活動を支える財源とその内訳 (%)

	会費	寄付	助成	委託事業	事業収入	その他	平成14年度予算合計額
愛知	33.0	56.0	3.0	0.0	8.0	0.0	無回答
多摩	80.5	10.0	0.5	0.0	0.0	0.0	無回答
北九州市	80.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	無回答
和歌山	57.0	20.0	0.0	0.0	0.0	23.0	約100万円
大阪	8.0	0.0	0.9	52.0	4.2	34.9	23073372円
東京センタ	16.6	14.0	41.3	0.0	28.1	0.0	30217000円
東京	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	無回答
茨城	26.0	5.0	52.0	0.0	10.0	7.0	3725829円
神奈川-伊勢原	29.0	15.0	0.0	22.0	34.0	0.0	2860000円
静岡	34.0	26.0	0.0	1.0	1.0	*38.0	
神戸市	43.0	0.0	0.0	0.0	0.0	*57.0	1160148円
北海道	35.0	29.0	0.0	0.0	3.5	32.0	5744473円(収入)
宮城	12.5	10.0	30.3	0.0	29.7	14.1	6601387円
千葉	80.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	無回答
長野	36.0	2.0	16.0	0.0	2.0	44.0	1250000円
滋賀	48.0	6.0	39.0	0.0	7.0	0.1	無回答
埼玉	29.0	23.0	29.0	0.0	6.3	12.7	2400000円
奈良	91.1	0.0	0.0	8.9	0.0	0.0	2372301円
山形	26.0	0.0	0.0	0.0	0.0	*74.0	310000円
鳥取	35.0	0.0	0.0	50.0	0.0	*15.0	1984857円
秋田	50.0	20.0	0.0	30.0	0.0	0.0	無回答
北里	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	無回答
宮崎	5.0	6.0	80.0	0.0	9.0	0.0	630万円
石川	17.0	15.5	9.2	6.0	52.6	0.0	1647178円

*繰越金

表3 平成13年度の支出別内訳 (%)

	人件	家賃	通信	印刷	旅費	消耗	業務	その他
愛知	21.0	11.0	6.0	1.0	1.0	2.0	0.0	58.0
多摩	0.0	0.0	90.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0
北九州市	0.0	0.0	0.0	90.0	0.0	0.0	0.0	10.0
和歌山	33.0	0.0	5.0	30.0	15.0	13.0	0.0	4.0
大阪	37.7	5.3	0.8	15.8	0.0	2.0	0.0	38.4
東京センタ	43.3	11.0	5.0	10.0	0.3	1.3	1.1	28.0
東京	0.0	50.0	10.0	0.0	12.0	2.0	0.0	26.0
茨城	9.0	13.0	9.0	0.1	9.0	14.0	0.0	45.9
神奈川-伊勢原	2.0	0.0	17.0	11.0	0.3	12.0	0.0	16.7
静岡	14.0	26.0	4.0	9.0	23.0	3.0	0.0	21.0
神戸市	32.0	0.0	39.0	23.0	0.0	2.0	0.0	4.0
北海道	20.0	16.0	13.0	6.0	0.5	3.7	0.0	40.0
宮城	18.2	6.0	6.3	0.2	16.5	0.2	0.0	52.6
千葉	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0
長野	0.0	3.0	5.0	3.0	3.0	10.0	0.0	0.0
滋賀	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
埼玉	0.0	67.0	15.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.0
奈良	0.0	0.0	11.3	38.9	10.8	0.0	3.2	35.8
山形	0.0	0.0	15.0	0.0	50.0	5.0	0.0	30.0
鳥取	0.0	0.0	34.0	8.0	0.0	5.0	0.0	53.0
秋田	0.0	0.0	50.0	30.0	0.0	20.0	0.0	0.0
北里	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宮崎	0.0	0.0	30.0	8.0	0.0	32.0	0.0	30.0
石川	14.6	0.0	4.6	45.0	26.0	3.8	0.0	6.0

支出についてみると、大阪、東京センター、宮城、愛知など専従職員を有する団体では人件費の占める割合は高い。また予算の少ないところでは活動場所に要する費用の割合が高くなっている。

⑤ 活動内容について

活動は、勉強会からはじめたところや、さらに、講演会や研修会を公的機関と共催として実施するなど、啓発活動に貢献している団体が多い。電話相談を通して、虐待に悩む母親の実態を明らかにしてきた成果を挙げている団体もある。

活動内容については、研究会、出版活動、ホームページの開設、シンポジウムの開催、研修会・セミナーの開催、会員名簿の作成、会報の発行、自治体職員・専門家の研修、研修会への講師派遣、CAPプログラムの提供、他の民間団体の立ち上げ支援、学習会、勉強のためのケース検討会、電話相談、危機介入活動、面接相談、手紙による相談、ケース紹介、親への治療活動、子どもへの治療活動、コンピュータネットワークによる連携、地域資源のリスト作り、児童虐待防止マニュアルの作成、自助グループの運営、関係機関懇話会の開催、その他の内容を複数回答してもらった。その活動内容みると、もっとも多く取り組んでいるのは、研修21団体87.5%、講師派遣20団体83.3%、勉強用ケース検討会、会報作成18団体75%、名簿作成17団体、学習会15団体、研究会、シンポジウム開催14団体、電話相談13団体54.2%であった。

26のサービス内容をさらに、啓発、危機介入、相談、関係機関懇話会開催、治療、その他に分類した。啓発(研修、講師派遣、会報、勉強用ケース検討、名簿、研究会、学習会、シンポジウム、ホームページ、専門研修、民間団体立ち上げ応援、出版、虐待防止マニュアル、CAP)関係機関懇話会、危機介入(危機介入、介入ケース紹介、介入資源づくり)相談(電話相談、コンピュータ相談、手紙、面接)治療(親

治療、子治療、自助グループ)の5領域である。

民間団体の成り立ちの多くは実務を通して機関を越えた自由度の高い活動が必要であると痛感した実務家によっているため、啓発活動も研修、専門家研修、講師派遣など専門性を活かした内容となっている。相談活動、危機介入も同様である。治療を実際に行っているところは、親治療が7団体、子治療は2団体、自助グループ3団体である。治療内容をみると、すべてを実施しているところはなかった。

将来の取り組みとして希望しているサービス内容で多い順にみると、ホームページの立ち上げ8団体、専門研修8団体、電話相談4団体、自助グループ3団体であった。

分類した団体別に区別すると以下の通りになる。

表4 サービス分類別団体名

啓発・関係機関・介入・相談・治療	愛知・大阪・宮城
啓発・介入・相談・治療	東京センター・鳥取・北里
啓発・関係機関・介入・相談	伊勢原
啓発・介入・相談	静岡・北海道・宮崎
啓発・介入・治療	神戸
啓発・相談・治療	石川
啓発・関係機関・相談	東京
啓発・介入	多摩
啓発・相談	茨城・長野・埼玉・奈良
啓発	滋賀・秋田・山形・千葉・和歌山・北九州

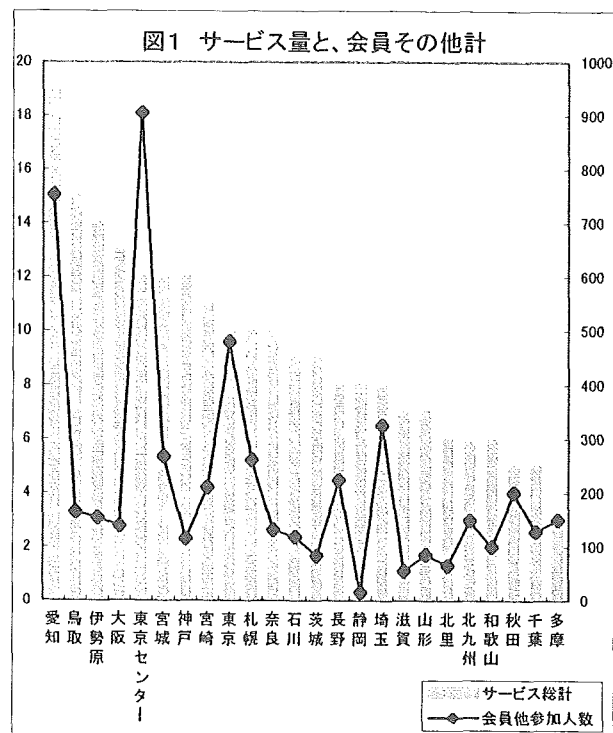
それぞれの団体のサービス内容を1ポイントとして、サービスを合計(サービス量とした)すると、もっともサービス提供種類の多い団体は、愛知の19ポイント、鳥取15ポイント、伊勢原14ポイント、大阪13ポイント、東京センター、神戸、宮城がそれぞれ12ポイントであった。平均すると9ポイント(注9種類のサービス内容があるという意味)であった。

人員が少ない団体では啓発活動が主な活動となっている。紹介活動や電話相談活動、介入活動、治療活動などは専従がおり毎日の活動が可能なところで比較的实施しやすくなっている。しかしながら、土曜日など公務外のところで電話相談を提供しているところもある。できるところからやるという点ではそれぞれの団体が工夫している点であろう。

ちなみに、サービス量と、会員数との関係を調べたところ、図1のグラフとなった。

東京については、賛助会員が多いために、サービス量に比べると会員数が多くなってしまっているが、おおむね棒グラフの下におさまっている。会員数が少ない静岡はサービス総計が他と変わらない点、負担になっているのではないだろうか(図1)。

さらに、サービス量と資金についての関係性をみると、宮城、東京センター、伊勢原、石川では、事業収入が多く、鳥取、大阪では委託事業の割合が高い。これらの団体はいずれも活動内容が多様である。民間団体が将来、種々の活動を実施していくためには、会費収入に多くを依存することには限界があることがわかる。サービス量と資金量必ずしも相関していないが、東京センターの場合のように、助成金をえていても、その用途が特定されている場合には、活動量の増加にはつながらない。もっとも、資金が少なく、活動量が多い静岡や神戸、滋賀などは個人的な熱意によっていることが多いのではないだろうか(図2)。



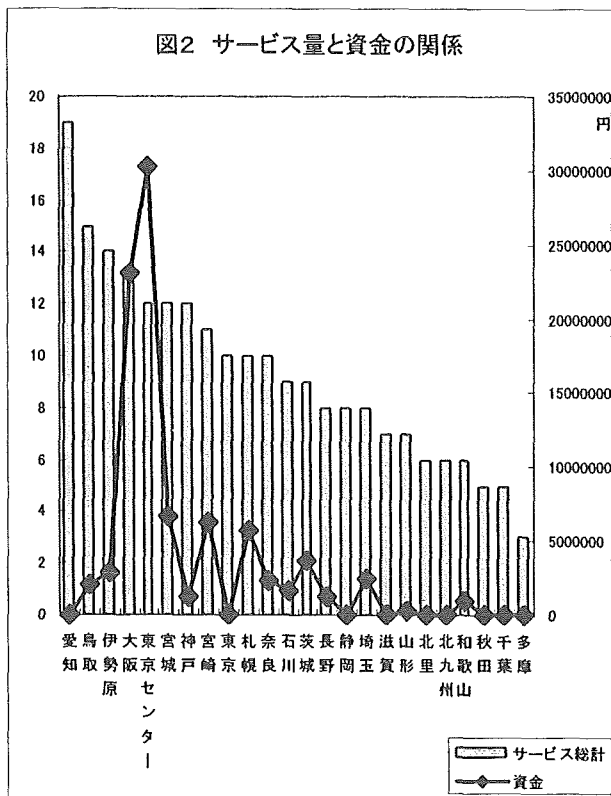


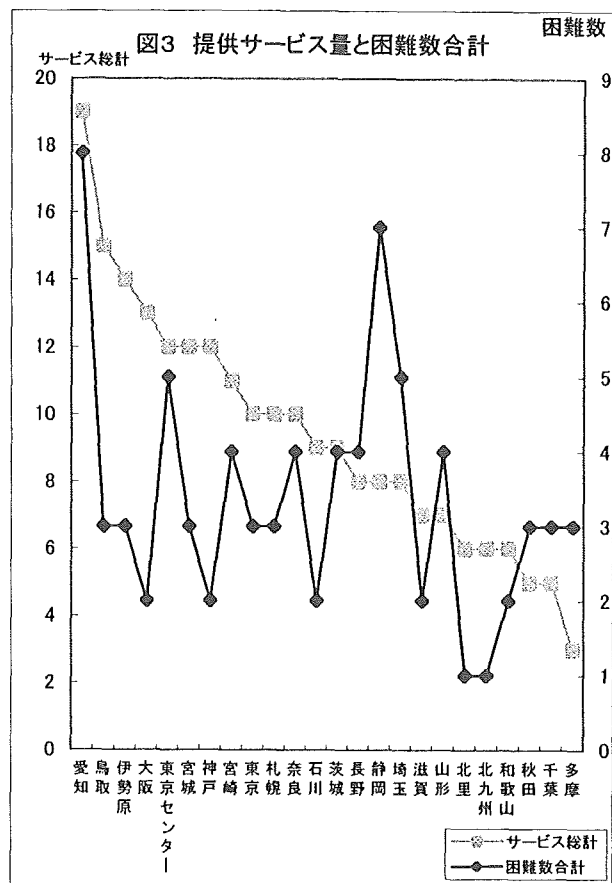
表5 活動上の支障や困難がある事由

関心ある人の呼びかけ	活動場所確保	資金	事務局員確保	会員確保	会合時期	マスク対応	地域理解不足	公的機関連携不足	他機関連携	機関連	障害なし
6	8	19	15	9	11	0	1	5	6	1	

該当する項目を1として加算したものを困難度としてサービス量と比較すると、サービス量が高くなると、困難度を増しているところが多かったが、サービス量が多くなっても、静岡は活動の困難が多い。これはすでにのべた実働人員の少なさに関連しよう。また千葉、多摩は社会的認知の不足から困難が生じている(図3)。

⑥他の機関連携の内容について

現在団体として、他機関とどのような連携を行っているのかについて、調べたところ、研究会の共催が、もっとも多く17団体70.8%、研修会15団体62.5%、通告14団体58.3%、懇話会情報交換が13団体54.2%であった。危機介入に関連するケース紹介が11団体、ネットワークへの参加が10団体、危機介入は9団体、協定書を交換している団体は6団体あった。治療については4団体にすぎず、全く連携していないところが1機関あった。連携していない団体はその構成員に児童相談所職員が多く、特に連携が必要ないことに起因している。

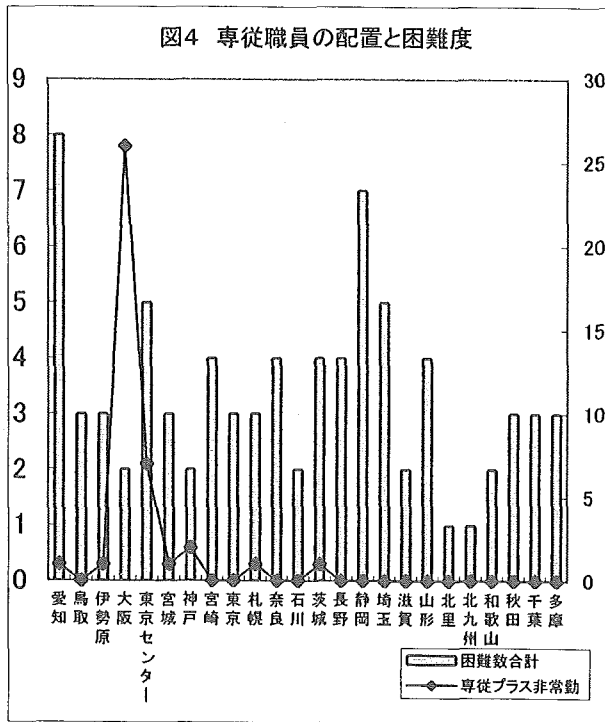


2) 活動上の困難・支障について

① 一般的な課題

最も多かった回答は「資金」を指摘した団体が19であり、ついで事務局員の確保、会員確保、活動場所など運営面の問題が多くあげられている。

ついで、専従職員他と困難量の関係を見ると、鳥取、大阪、神戸、伊勢原などの困難数が低かった。これらは、専門職がボランティアや非常勤として活動しているため、行政との連携がとれていることが推測される(図4)。



② 連携における困難について

連携上の困難としてあげた項目は守秘義務、関係機関間の信頼、相談者（虐待当事者）との信頼、連携のための時間・経費であった。多かったのは、守秘義務の9団体であり、ついで機関連携での信頼関係が6団体あった。特に、「守秘義務が民間にはない」ということが民間団体へ情報提供を拒否する公的機関側の理由としてあげられていた。

3) 法改正以後の変化と今後の見直し

① 児童虐待防止法以後の変化

2000年の児童虐待防止法施行後、民間団体としてどのような変化があったかについて自由記述を分類すると、プラス面では、

- a. 公的機関、市民の民間団体への認知が高まった。
- b. 電話相談の増加、c. 市町村児童虐待防止ネットワークへの民間団体メンバーの参加やケースへの支援活動が増加した。

マイナス面は、過大評価や通報されていないかと過敏になる相談者の出現が記載されていた。

② 児童虐待防止法における見直し

自由記載されたものをまとめると、以下の点と

なった。

a 行政との対等なパートナーとしての関係の確立

そのための、資金援助、研修等の活動援助、連携・支援上の連携への民間団体の参加、民間団体の守秘義務規定の整理、民間団体への継続事業の業務委託（安定した電話相談、親子へのケア事業など）の具体的記載があった。

b. その他

児童虐待防止法に定められていない虐待親への治療命令、児童相談所の専門性向上を求める意見が出された。

c. 民間団体の果たしうる役割

民間ゆえの利点を活かす。民間と行政の協力を民間でできるサービス内容の充実化があげられた。

③ 行政に求められる点

- a. 積極的な財政支援、
- b. 民間への事業委託
- c. 民間自身の体制強化と専門性強化の必要性にまとめられた。

4. 実態調査からみえてきた民間団体の課題

1) 民間団体の現状分析からみえてきた課題

今回の民間団体調査を通じて、明らかになったのは、研究会的な集まりから NPO 法人、社会福祉法人などへ組織化されたものまで、さまざまな形態があったことである。この多様性は、設立時期、資金、活動する人の職種や意識、組織にも左右されている。

よってその活動内容は、会員への研修会といった啓発をめざすものから、啓発、介入、相談・面接、治療といった多様なサービスメニューをそろえるところまで幅広く存在していることである。

多くの機関の場合には、啓発から研修、電話相談その他の活動へと広がりを見せているところが多く、また会報がそれらの会員をつなげている役割を果たしている。

しかし、これらのサービスの多様化が可能に

なるためには、専従職員の配置や、資金よりその活動が保障されていく必要がある。よって、サービスが多様であっても、人員が少なく、資金が少ないと、団体活動として、無理が生じたり、また困難さが増すことなどが今回調査で示唆された。

2) 民間団体の役割期待と課題

民間団体が行政主導でなく発展してきた背景には、その地域の取り組みの遅れを実務家や関係者が認識してきたからであった。そのため、機関や職種を超えた形での関係者同士の勉強会や研修といった交流がなされ、そこから会報作成や講師派遣など、さらに虐待防止への啓発活動が実践されてきている。

また、行政と共催のシンポジウムや関係機関懇話会などのパートナーシップが少しずつ取り組まれている。

さらに、危機介入や相談業務については、民間の相談のしやすさや継続的に担当者が一定であるという安心感、安定感とその業務の発展に貢献している。

自助グループや親治療についても、一部で試みられている。これなども、新規事業を開拓していく民間団体の利点が活かされている。

そのための、技量や専門研修などの充実も求められている。

3) 民間団体と行政機関の課題

また、今回の調査で明らかになった点は、民間団体としての機関連携のありかたの工夫が必要であるという点である。

守秘義務の責任のない民間団体には情報を与えないという行政があるという記載もある。しかしながら、今後、電話相談が増加し、紹介活動や、危機介入の際には、ますます情報提供が、互いの信頼関係を確立していく必要がでてくる。民間団体側のしほりとしても何らかの守秘義務への規定や、約束事が必要になってくる。

5. 提言

以上の課題に対して、どのようなことが具体的

に改善されるべきか提言したい。

1) 民間団体に対する支援の充実

児童虐待問題対応分野に限らず、近年は、民間のボランティア機関が参加する、地域での取り組みが盛んになってきている。そのため子育て支援については、いち早く NPO 支援のための活動が推進されている。児童虐待防止分野においても、ようやく NPO 団体としての活動を開始しているところもある。しかしながら、本来、団体として確保すべき人的資源、財源、場所について個人努力でなされている場合も多い。したがって、今後は事業委託等により団体としての継続的な活動が維持できるようにするのが望ましい。

将来的に、公的機関が民間委託できるような形が望まれる。つまり児童福祉司指導を民間機関へ委託するという形である。

すでに欧米では児童虐待発生後、裁判所命令で親に定期的に電話相談することや、またカウンセリングを義務づけているが、それらのサービスは民間機関が請け負っている。そのためには、今後、民間団体側の受け皿の充実化を目指す必要がでてくる。

2) 公的機関との連携を可能にしていく制度の必要性について

課題としてあげている民間団体は守秘義務をおっていないために公的機関が連携に消極的になるという点について触れたい。

民間団体としては、すでに自治体の委託を受けているところや、共催で研修会を開いているところもあり、今後その活動は拡大していくことだろう。しかしながら、児童虐待防止法には、「連携に努める」と規定するのみで、実質的具体的なかたちには現れていない。連携を妨げる原因として、民間団体が守秘義務をおっていないというのであれば、この点については、民間団体も守秘義務をおうものとする必要がある。もっとも、民間機関も多様であるので、一律に守秘義務を負わせられない。そのため、公的機関との守秘義務に関する協定書の締結の方法

も有効であろう。

その他、虐待当事者に関する個人情報の保護も連携の障害になることがある。個人情報保護条例等における「目的外利用」となるおそれがあるからである。被虐待児保護のために個人情報がすべて自由に利用されてよいものではないが、法律が虐待のための連携を義務化することで、こうした情報の利用が法律の根拠を得て可能になると考える。

3) 民間団体が存続するために

繰り返すが、民間団体は、行政のパートナーとして啓発や予防、支援分野で、行政に手の届かないところを補うという役割を担っている。民間団体は、情報化の時代にあって虐待専門として対応できる機関として存在しつづけること、その活動が虐待者、被虐待者支援の両方の視点にたちながら行えるという利点を活かしつつ、時に代弁者として擁護者として活動しつづけていくことが期待される。しかしそれらが活かせるのも行政が民間団体活動を理解し、相互の連携と信頼関係が構築されることであろう。そのための論議や検討は、今後も継続されなければならないだろう。

なお、今回の分析においては、サービス量については、サービスの種類を合計したが、その内容は、同じ1でも、その内容によって、かかる時間数や、人員などもさまざまであり、その重みは異なる。たとえば、電話相談を一ポイントにしたが、内容は相談量、相談時間、相談頻度、相談回数などなどが含まれており、他の活動内容とは異なる。そういったそのサービスそのものの比較は詳細にまた別途行うとして、今回は、どういった種類を提供しているのかということについて単純計算を用いた。比較する面での限界は承知の上であることをお断りしておきたい。

(最後に今回調査協力いただいた各民間団体に感謝いたします。さらに、回答をいただきながら、分析対象の条件があわず今回は省略した青森、群馬、栃木ネットワークについてもご協力深く感謝いたします。)

(参考文献)

- 1)虐待防止ネットワーク調査研究会「児童虐待防止のネットワーク活動—全国先進地域実態調査と事例報告—1999年3月
- 2)子どもの虐待センター「虐待防止のネットワークをめざして」(全国民間虐待防止団体活動概況調査報告書)1999年3月
- 3)加藤曜子「児童虐待防止ネットワーク」の意義と発展に関する一考察、社会福祉学、2000:40(2).81-97.
- 4)加藤曜子「児童虐待防止法の成り立ちと課題：民間団体との連携のあり方を考える」流通科学大学紀要、2001,14(2).61-69.